
第1回奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会 開催概要

平成26年7月1日に道路法の改正が施行される予定であり、具体的な内容として橋梁やトンネル等は、国が定める統一的な基準により5年に1度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務付けられ、今後の方針や対策について意見交換を行いました。

1. 開催日及び開催場所

開催日時：平成26年6月18日（水）10時～11時30分

開催場所：奈良県文化会館集会室AB

2. 参加者

国土交通省、県内全市町村、西日本高速道路（株）、奈良県道路公社、奈良県
（事務局：奈良国道事務所、奈良県県土マネジメント部道路管理課）

3. 議事次第

- (1) 規約変更について
- (2) インフラ長寿命化計画（行動計画）等について
- (3) 定期点検の進め方について
- (4) その他

4. 会議内容

- (1) 協議会の下部組織として、幹事会を設置することについて承認されました。
- (2) 国土交通省で策定された、インフラ長寿命化計画（行動計画）について紹介。
今後は個別施設計画などを策定する必要があることを呼びかけました。
- (3) 平成26年7月から施行される近接目視による5年に1度の橋梁点検について、
従来の橋梁点検との違いを説明。
- (4) 国土交通省における点検の方法について紹介。